



令和7年度（2025年度）兵庫安全行政のあらまし



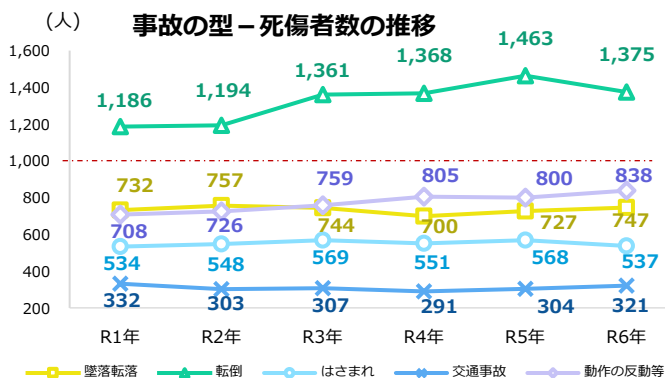
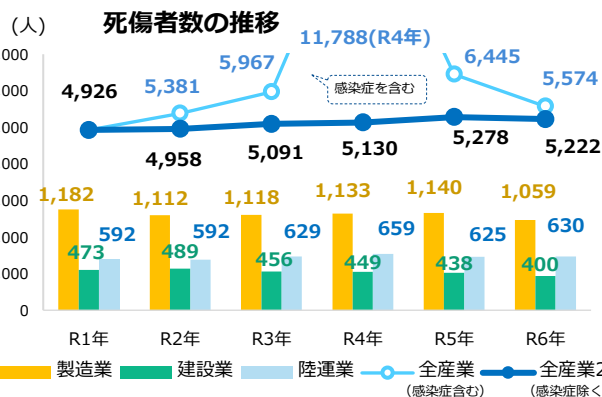
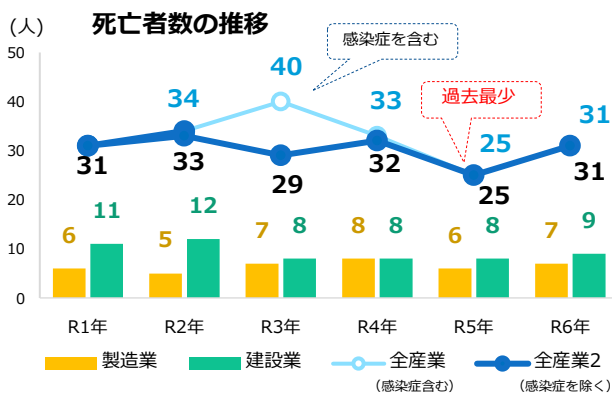
— 労働者が安全で健康に働けることができる職場づくり —

兵庫労働局 労働基準部 安全課

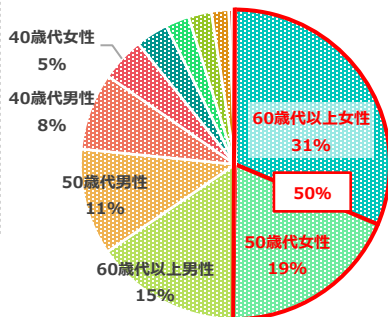
令和7年度は、『兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画』（以下「14次防」といいます。）の3年目にあたり、14次防の災害減少目標（対令和4年比令和9年：死亡者数15%以上減少、死傷者数／令和4年より減少させる）の達成に向け、労働災害防止対策の一層の推進を図ります。

特に、安全確保の最重点である「働く人の命を守る」という原点に戻り、労働災害の削減に向け、『**兵庫リスク低減MS運動（2期）**』を展開します。

▶ 1. 労働災害発生状況（感染症を含まない）



令和6年 転倒災害発生状況



転倒による負傷の態様

- 骨折（70.2%）
- 打撲傷（15.3%）
- 関節の障害（10.5%）

転倒災害による
平均休業見込日数

46日

出典 労働者死傷病報告（新型コロナウイルス患者を除く。）

死亡災害

- 令和6年（2024年）の「全産業」における死亡者数は、令和5年（2023年）の過去最少となった25人と比較（以下「前年比」）して6人増加（+24.0%）し、31人となりました。
なお、新型コロナウイルス感染症り患（以下「感染症」）による死亡者はおりません。
- 「業種別」では、建設業が最も多く9人（前年比1人増加）、次いで製造業が7人（前年比1人増加）で、この2業種で全体の半数以上を占めています。
建設業では、高所からの「墜落、転落」災害、製造業では、機械の「はさまれ、巻き込まれ」災害が発生しています。
- 「事故の型別」では、「墜落、転落」が最も多く10人、次いで「交通事故（道路）」6人、「崩壊、倒壊」と「はさまれ・巻き込まれ」が3人となっています。

死傷災害

- 令和6年の「全産業」の死傷者数は、5,222人（感染症を除く）で、令和2年から前年比で増加していましたが、令和5年の5,278人から56人減少（-1.1%）しました。
- 「業種別」では、製造業が最も多く1,059人（前年比81人減少）、次いで商業861人（前年比3人増加）、保健衛生業800人（前年比11人増加）、陸上貨物運送事業630人（前年比5人増加）、接客娯楽業425人（前年比46人増加）、建設業400人（前年比38人減少）となっています。
- 「事故の型別」では、「転倒」が1,375人で最も多く、次いで腰痛等による「動作の反動・無理な動作」838人、「墜落・転落」747人、「はさまれ・巻き込まれ」537人の発生状況であります。
- 「転倒」は「骨折」が約70%、平均休業見込日数は46日で、50歳以上（50歳以上の女性が50%を占め、うち60歳以上の女性は31%を占めます。）を中心に発生しています。



兵庫リスク低減MS運動に参加しましょう！ スローガン：残留リスクを見逃さず 達成しよう ゼロ災害

2. 目標

令和7年度は、14次防における労働災害の減少目標を達成するため、「労働災害による**死亡者数29人以下**、休業4日以上**の死傷者数5,129人以下**」として、以下の労働災害防止対策を積極的に推進します。

3. 本年度の重点的取組

◆ 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進



職場のあんぜん
サイト



SAFE
コンソーシアム



林業の
安全対策

建設業対策 【令和6年 死亡者数9人】

- (1) 一側足場の使用範囲の明確化に関し引き続き指導するとともに、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の周知を図ります。
- (2) 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を引き上げるよう周知・啓発します。
- (3) 「墜落制止用器具（安全帯）の安全な使用に関するガイドライン」の周知徹底を図り、墜落制止用器具の適切な使用の徹底を図ります。
- (4) 職長・安全衛生責任者の資質向上のため、再教育の受講を勧奨します。

製造業対策 【令和6年 死亡者数7人】

- (1) 機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止対策に取り組む事業場の割合を引き上げるよう周知・啓発を図ります。特に、食品加工用機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害、「切れ・こすれ」災害の防止を重点に、労働災害防止対策を指導します。
- (2) 災害が発生した中小事業場に対しては、法令違反のは正だけでなく、リスクアセスメントについても丁寧に指導します。
- (3) 職長教育の受講及び職長に対する再教育の受講を勧奨します。

林業対策 【令和6年 死亡者数1人】

- (1) 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を引き上げるよう周知・啓発します。
- (2) 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のガイドライン」の周知を図ります。

機械災害対策

フォークリフトによる死亡災害が毎年発生しているため、労働安全衛生規則等に定める適正な作業管理、運転資格等の遵守について指導します。

『兵庫リスク低減MS運動（2期）』に取り組み、残留リスクの低減に努めましょう！

『残留リスクを見逃さず 達成しよう ゼロ災害』をスローガンに「許容できないリスクがない職場づくり」を目指しましょう！

◆ 労働災害の減少がみられない業種等への対応

第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）対策

- (1) 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の安全衛生教育の実施率を引き上げるため、第三次産業の実態に即した基本的な労働災害防止対策啓発ツール（動画、マニュアル等）の活用を周知・啓発します。
- (2) 安全衛生推進者養成講習を修了した者のうちから「安全推進者」を選任するよう周知します。

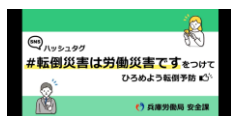
陸上貨物運送事業対策

- (1) 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大、テールゲートリフターの操作に係る特別教育の義務化を定めた改正労働安全衛生規則（令和6年2月全面施行）の遵守を指導します。
- (2) 荷主等事業場に対する荷役災害防止対策として、あらゆる機会に「荷役作業安全対策ガイドライン」を周知・啓発します。

◆ 業種横断的な労働災害防止対策の推進

転倒災害防止対策

- (1) 転倒予防の動画を兵庫労働局公式YouTubeチャンネルから配信し、転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）の実施を呼びかけ、対策に取り組む事業場の割合の向上を図ります。
- (2) 転倒予防体操を周知・啓発します。



兵庫労働局公式YouTubeチャンネル画面

高年齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策

- (1) 「高年齢労働者の安全と健康の確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」の周知及びエイジフレンドリー補助金の活用を勧奨を図ります。
- (2) 外国人労働者向けの母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いた労働災害防止の教育の周知・啓発を図ります。
- (3) 労働災害防止に関する標識や絵表示等の掲示に関する周知を図ります。

交通労働災害防止対策

春、秋の交通安全運動実施期間、全国安全週間及び同準備期間等のあらゆる機会を捉え、警察署、関係行政機関等と連携して、広く「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成25年5月28日付け基発0528第2号、平成30年6月1日最終改正）の周知・啓発を図ります。



兵庫局YouTube動画



転倒災害防止対策



高年齢労働者関係



外国人労働者関係
(視聴覚教材)



荷役作業安全関係

